

公 募

利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定の締結

次のとおり公募します。

令和7年1月9日

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所長 大坂 剛

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され、利根川水系砂防事務所が災害対応を行う場合に必要となる「災害時等応急対策業務(測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等)（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に期することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

利根川水系砂防事務所管内を原則とする。【別紙－1】

ただし、利根川水系砂防事務所管外において、大規模災害時に利根川水系砂防事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 2025年4月1日(予定)～2028年3月31日

(4) 協定書(案) 別紙－2のとおり

(5) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結区分

下記区分毎に公募するが、各区分を重複しての申請も可とする。

また、業務実施内容は、本協定締結業者が施行可能な範囲とする。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・路線測量、中心線測量等	15社程度 【群馬県・長野県】
区分(2)	LP計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等	5社程度
区分(3)	地質調査	10社程度 【群馬県・長野県】

区分(4)	土石流及び融雪泥流等のシミュレーション、精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流及び融雪泥流の監視、応急対策計画及び警戒避難支援計画検討の実施等	10社程度
区分(5)	土砂災害発生箇所の被害状況調査又は、砂防施設等の点検の実施等	15社程度 【群馬県・長野県】

3. 資格要件

(1) 基本的要件

1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

2) 上記2. の区分(1)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度測量に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(2)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度測量又は土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(3)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度地質調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

上記2. の区分(4)・(5)については、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。

3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。

4) 協定参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結者決定の時までの期間に、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（3.（1）2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

※設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 平成26年度以降公告日までに完了した次に示す業務において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満)の場合は実績として認めない。

なお、提出された業務実績が「国土交通省地方整備局(港湾空港関係を除く。)」における場合において、業務実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の業務実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争(指名競争)入札参加資格の再認定(又は新規の認定)」を受けていない事、若しくは、再認定(又は新規の認定)時に実績の承継が認められていない場合を指す。

業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連業務のうち、上記2.の区分毎に次に示した業務。

区分(1)：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。

区分(2)：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。

区分(3)：地質調査に関する業務。

区分(4)：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、融雪泥流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。

区分(5)：砂防・地すべりに関する業務。

※区分(1)において、路線測量、中心線測量等のみの業務で、地形測量を含まないものについては、業務実績として認めない。

(3) 上記2.の区分(1)・(3)・(5)については、本店、支店又は営業所が群馬県又は長野県に所在すること。

区分(2)・(4)については、本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在すること。

なお、本店、支店又は営業所については、認定を受けている一般競争(指名競争)参加資格の別により以下の通りとする。

1) 土木関係建設コンサルタント(上記2.の区分(2)・区分(4)・区分(5)が対象)

「本店」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式①-1」に記載された本社(店)をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設コンサルタント等)の申請書「様式③(以下、「資格審査営業所一覧」という。))に記された支店等営業所のうち、学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む)、高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む)又は高等学校(旧中学校令による実業学校を含む)において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐(常に1名以上駐在)している支店等営業所をいう。

2) 地質調査（上記2. の区分(3)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設コンサルタント等）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、地質調査業者登録をしている者については、地質調査業者現況報告書に記載している営業所、それ以外の者については、学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む）、高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）又は高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）において、測量、地質、土木等に関連する専攻科を卒業した者又はこれと同程度以上と認められる者が常駐（常に1名以上駐在）している支店等営業所をいう。

3) 測量（上記2. の区分(1)、区分(2)が対象）

「本店」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量）の申請書「様式①-1」に記載された本社（店）をいう。

「支店又は営業所」とは、関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量）の申請書「様式③（以下、「資格審査営業所一覧」という。）に記載された支店等営業所のうち、測量法に基づく測量業者登録申請書に記載してある営業所をいう。

(4) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

区分(1)について

ア)	測量士
----	-----

区分(2)について

ア)	測量士
イ)	技術士(総合技術監理部門：建設部門関連科目)
ウ)	技術士(建設部門)
エ)	国土交通省登録技術者資格(施設分野：砂防一業務：計画)
オ)	RCCM(上記エを除く)
カ)	土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)(上記エを除く)

区分(3)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設—土質及び基礎」、又は「応用理学—地質」）
イ	技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」）
ウ	国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査）
エ	土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」）（上記ウを除く）

区分(4)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防—業務：設計）
エ)	RCCM（上記ウを除く）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く）

区分(5)について

ア)	技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）
イ)	技術士（建設部門）
ウ)	国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防設備—業務：点検、又は地すべり対策—業務：調査）
エ)	RCCM（上記ウを除く）
オ)	土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く）

3) 業務経験

・平成26年度から公告日までに完了した業務で、国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務のうち、区分毎に次の業務

区分（1）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。

区分（2）：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。

区分（3）：地質調査に関する業務。

区分（4）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、土石流の監視に関する業務、融雪泥流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。

区分（5）：砂防・地すべりに関する業務。

※記載は各区分毎に最大5名（1名1件）までとする。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。（最大50点）

※区分（１）において、路線測量、中心線測量等のみの業務で、地形測量を含まないものについては、業務実績として認めない。

4) 地域精通度

・区分（１）の場合、砂防関連の地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務実績において、

i) 利根川水系砂防事務所管内における実績

ii) 関東地方整備局における実績

については、地域精通度を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（２）・（３）・（４）・（５）では地域精通度は評価しない。

5) 専門技術力

・区分（２）・（３）・（４）・（５）の場合、配置予定技術者が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で、令和２年度から令和５年度末までに完了した業務（業種不問）のうち、

i) 優秀技術者表彰（局長）又は優良業務表彰（局長）の表彰を受けた経験がある。

ii) 優秀技術者表彰（部長・事務所長）又は優良業務表彰（部長・事務所長）の表彰を受けた経験がある。

ものについては、専門技術力を評価する。

※評価点数は、個々の実績評価点数（最大１０点）×件数（最大５名×１件＝５件）として計算する。（最大５０点）

・区分（１）では、専門技術力は評価しない。

4. 手続き等

(1) 本協定締結申請者は、上記３.に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出し、利根川水系砂防事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 申請書類

1) 申請書 様式－１

2) 調査票 様式－２～６

(3) 書類配布

利根川水系砂防事務所調査課にて交付する。交付期間は令和７年１月９日（木）から令和７年２月４日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。なお、データが必要な場合はデータ受け取り用として、電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を持参すること。

また、利根川水系砂防事務所公式ウェブサイトでもダウンロード可能である。

(URL:https://www.ktr.mlit.go.jp/tonesui/tonesui_index001.html)

(4) 申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

1) 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電子メール（着信の確認をすること。）のいずれかによるものとする。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウイルス対策を実施した上で送信すること。

ファイル形式：PDF

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

2) 提出期間

令和7年1月9日（木）から令和7年2月4日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

3) 提出場所

〒377-8566 群馬県渋川市渋川121-1

国土交通省 関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 調査課 調査係

TEL 0279-22-4179

FAX 0279-24-4184

電子メール ktr-tonesui-cloud@ki.mlit.go.jp

- (5) 記載する業務がテクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、該当する業務実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、該当する業務実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

テクリスに登録されていない業務の場合は、その業務を担当した事及び業務内容が該当する業務実績にあたることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

- (6) 様式-5に関して、「支店又は営業所」を記載した場合、以下の資料を添付すること。

【土木関係建設コンサルタント業務の場合】（上記2.の区分(2)・区分(4)・区分(5)が対象）

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。
- ・経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

【地質調査業務の場合】（上記2.の区分(3)が対象）

地質業者登録をしている者は、以下の資料。

- ・地質業者登録規程による地質調査業者現況報告書の表紙（様式第18号イ。受付印のあるもの）。
- ・支店営業所の記載がある部分（様式第18号ホ）の写し（最新のもの）。

地質業者登録をしていない者は、以下の資料。

- ・「支店、営業所」に常駐（常に1名以上在駐）している技術者の経歴書（複数可）。

- ・ 経歴書を添付した技術者が、当該「支店、営業所」に駐在していることを証明する書類（営業所の組織体制表（職責、氏名が確認できること）に契約者の確認印を押印したもの）。

【測量の場合】（上記2. の区分(1)・区分(2)が対象）

- ・ 測量法に基づく測量業者としての登録通知（地方整備局長の印があるもの。）の写し。（詳細は別添3による。）
- ・ 測量業者登録申請書の写し（第一面、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分）（最新のもの）。（詳細は別添3による。）

なお、別表第十一（第十二条関係）別紙、添付書類（ト）誓約書の部分に支店・営業所の所在地及び技術者の登録が記載されていない場合は、測量業者登録申請時に提出した付属資料を添付すること。

- (7) 配置予定技術者の保有資格を証明する資格者証等の写しを添付すること。
- (8) 様式-5において直接的かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる書類として、事業者名の記載のある公募日現在有効な健康保険証等の写しを添付すること。
なお、健康保険証等に事業者名の記載がない場合は直接的雇用関係が確認できないので、誓約書（様式自由）を添付すること。社員証は認めない。
- (9) 関東地方整備局発注業務の優秀技術者表彰又は優良業務表彰の実績は、表彰状等の写しを添付は不要である。

(10) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 利根川水系砂防事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。

①提出方法

持参またはメールによるものとする。

②受領期間

令和7年1月9日（木）から令和7年2月4日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日8時30分から17時15分までとする。

③提出場所

上記4.（4）3）に同じ。

- 6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

5. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により上記3. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表-1に上記3. に記した評価項目を一覧表で示した。

区分毎に関連する評価項目についてそれぞれ評価を行い、評価点を算出する。
なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は100点とする。
※各分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

6. 締結通知

「利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定」の締結についての通知は、令和7年2月20日（木）をもって協定締結者に通知する。

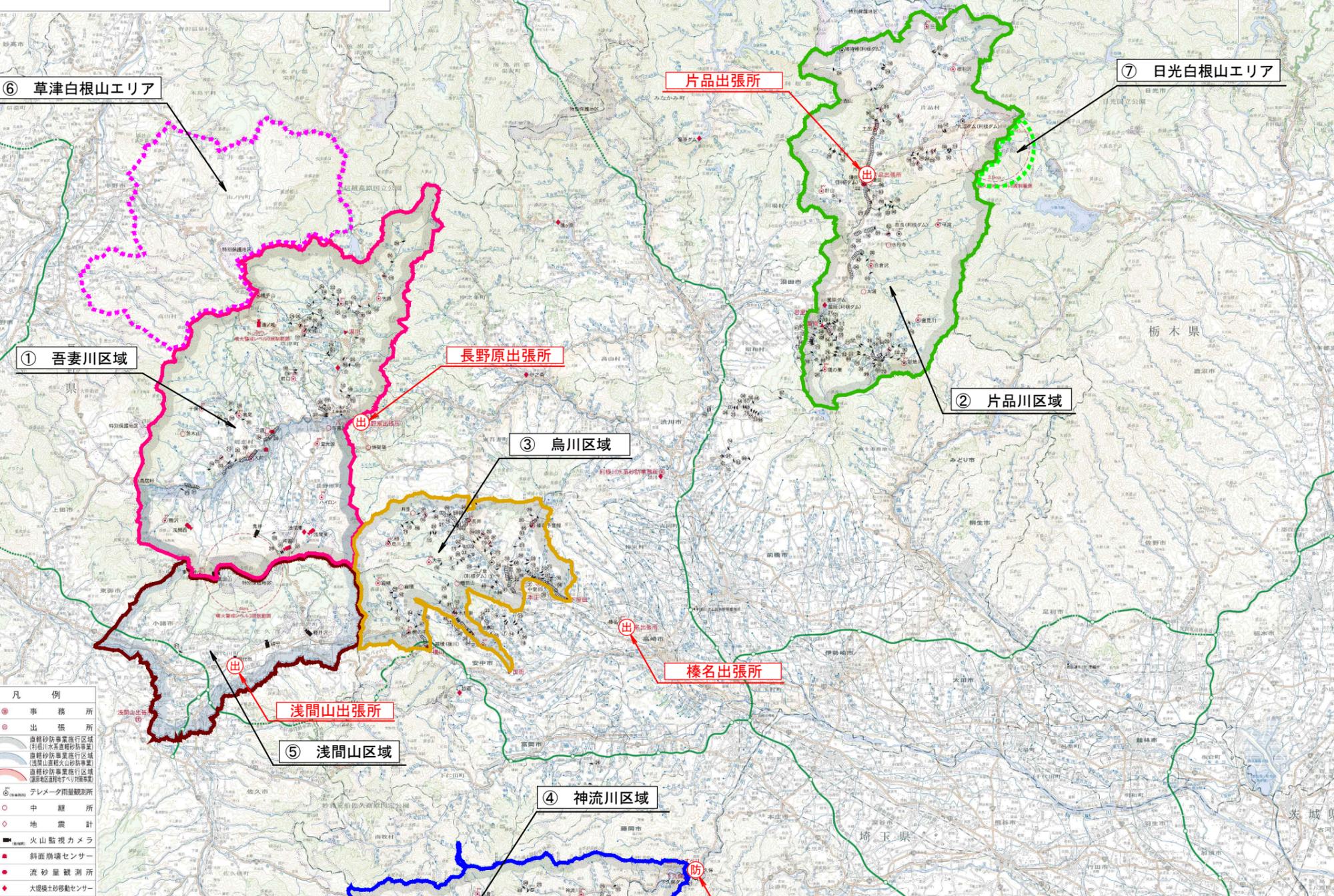
利根川水系砂防事務所平面図

平成29年9月 1:200,000

国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所
〒377-8566 群馬県渋川市渋川12-1
☎(0279)22-4177☎
FAX(0279)22-4791

片品出張所 〒378-0415 群馬県利根郡片品大字種田3952
☎(0278)58-2061 FAX(0278)58-4036
長野原出張所 〒377-1304 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原1346-8
☎(0279)82-2138 FAX(0279)82-3490
榛名出張所 〒370-3334 群馬県群馬郡榛名町大字本郷2246-7
☎(0273)44-0929 FAX(0273)44-2434
浅間山出張所 〒384-2104 群馬県久米町1598 久米町役所支所併設
☎(0267)58-1080 FAX(0267)58-1082

別紙-1 業務の実施区域



- 凡例**
- 事務所
 - 出張所
 - 直轄砂防業務執行区域 (利根川水系各砂防事務所直轄)
 - 委託砂防業務執行区域 (浅間山・吾妻川・烏川・神流川)
 - テレメータ雨量観測所
 - 中継所
 - 地震計
 - 火山監視カメラ
 - 斜面崩壊センサー
 - 流砂量観測所
 - 大規模砂防観測センター
 - 溪流監視カメラ
 - 土砂計画基準点
 - 砂防堰堤
 - 砂防工
 - 床固群(流路工)
 - 護岸工
 - 火山地域
 - 国立公園特別保護地域
 - 国立・国定公園
 - 国有林
 - 河川
 - 一級河川

管内に於ける主要河川の流域面積

河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)
片品川	60.2	吾妻川	688.7	烏川	252.6	神流川	322.8
桐野沢	12.7	千原川	34.1	長井川	8.0	中ノ沢	28.0
笠川	47.1	万原川	81.3	澁沢	7.9	北沢	13.8
菅沢	13.2	今井川	9.4	津久沢	3.0	塩ノ沢	8.9
小川	85.5	澗沢川	14.8	榎間川	17.4	黒川	25.2
堂川	54.9	白砂川	64.4	網の沢	6.1	乙又沢	15.6
大立沢川	11.0	丸川	9.3	網入沢	3.7	新ノ沢	4.2
浮川	75.7	谷沢川	12.5	虎沢	2.5	野栗沢川	19.0
藤原川	50.7	大沢川	10.2	橋倉川	13.4	橋倉川	13.2
倉見沢川	22.8			横川	47.1	境川	3.9
新地川	21.5					東横川	3.2
赤城沢	5.3					蘭間川	7.9
赤城川	18.0						

管内に於ける主要河川の流域面積

河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)	河川名	流域面積 (km ²)
片品川	60.2	吾妻川	688.7	烏川	252.6	神流川	322.8
桐野沢	12.7	千原川	34.1	長井川	8.0	中ノ沢	28.0
笠川	47.1	万原川	81.3	澁沢	7.9	北沢	13.8
菅沢	13.2	今井川	9.4	津久沢	3.0	塩ノ沢	8.9
小川	85.5	澗沢川	14.8	榎間川	17.4	黒川	25.2
堂川	54.9	白砂川	64.4	網の沢	6.1	乙又沢	15.6
大立沢川	11.0	丸川	9.3	網入沢	3.7	新ノ沢	4.2
浮川	75.7	谷沢川	12.5	虎沢	2.5	野栗沢川	19.0
藤原川	50.7	大沢川	10.2	橋倉川	13.4	橋倉川	13.2
倉見沢川	22.8			横川	47.1	境川	3.9
新地川	21.5					東横川	3.2
赤城沢	5.3					蘭間川	7.9
赤城川	18.0						

砂防施設一覽表

順	施設名	高さ	長さ	面積	種類	順	施設名	高さ	長さ	面積	種類	
1	利根川第一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	111	利根川第二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
2	利根川第二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	112	利根川第三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
3	利根川第三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	113	利根川第四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
4	利根川第四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	114	利根川第五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
5	利根川第五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	115	利根川第六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
6	利根川第六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	116	利根川第七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
7	利根川第七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	117	利根川第八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
8	利根川第八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	118	利根川第九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
9	利根川第九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	119	利根川第十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
10	利根川第十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	120	利根川第十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
11	利根川第十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	121	利根川第十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
12	利根川第十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	122	利根川第十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
13	利根川第十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	123	利根川第十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
14	利根川第十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	124	利根川第十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
15	利根川第十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	125	利根川第十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
16	利根川第十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	126	利根川第十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
17	利根川第十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	127	利根川第十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
18	利根川第十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	128	利根川第十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
19	利根川第十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	129	利根川第二十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
20	利根川第二十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	130	利根川第二十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
21	利根川第二十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	131	利根川第二十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
22	利根川第二十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	132	利根川第二十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
23	利根川第二十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	133	利根川第二十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
24	利根川第二十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	134	利根川第二十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
25	利根川第二十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	135	利根川第二十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
26	利根川第二十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	136	利根川第二十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
27	利根川第二十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	137	利根川第二十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
28	利根川第二十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	138	利根川第二十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
29	利根川第二十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	139	利根川第三十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
30	利根川第三十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	140	利根川第三十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
31	利根川第三十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	141	利根川第三十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
32	利根川第三十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	142	利根川第三十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
33	利根川第三十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	143	利根川第三十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
34	利根川第三十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	144	利根川第三十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
35	利根川第三十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	145	利根川第三十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
36	利根川第三十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	146	利根川第三十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
37	利根川第三十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	147	利根川第三十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
38	利根川第三十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	148	利根川第三十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
39	利根川第三十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	149	利根川第四十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
40	利根川第四十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	150	利根川第四十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
41	利根川第四十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	151	利根川第四十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
42	利根川第四十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	152	利根川第四十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
43	利根川第四十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	153	利根川第四十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
44	利根川第四十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	154	利根川第四十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
45	利根川第四十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	155	利根川第四十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
46	利根川第四十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	156	利根川第四十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
47	利根川第四十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	157	利根川第四十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
48	利根川第四十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	158	利根川第四十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
49	利根川第四十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	159	利根川第五十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
50	利根川第五十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	160	利根川第五十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
51	利根川第五十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	161	利根川第五十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
52	利根川第五十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	162	利根川第五十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
53	利根川第五十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	163	利根川第五十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
54	利根川第五十四砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	164	利根川第五十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
55	利根川第五十五砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	165	利根川第五十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
56	利根川第五十六砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	166	利根川第五十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
57	利根川第五十七砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	167	利根川第五十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
58	利根川第五十八砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	168	利根川第五十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
59	利根川第五十九砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	169	利根川第六十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
60	利根川第六十砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	170	利根川第六十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
61	利根川第六十一砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	171	利根川第六十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000
62	利根川第六十二砂防堰堤	5.0	79.0	528	2,000	340.5	172	利根川第六十三砂防堰堤	5.0	79.0	528	

利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局利根川水系砂防事務所長 大坂 剛（以下「甲」という）と、〇〇〇〇 〇〇〇〇（以下「乙」という）とは、災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、国土交通省令等に基づき災害対応の指示があった場合、もしくは甲の直轄砂防区域において発生した災害（直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）において発生した災害であって、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合を含む。以下同じ。）もしくは災害の発生が予測された場合について、「災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）（以下、「業務」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に帰することを目的とする。

（業務の実施区域）

第２条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域（以下、総称して「実施区域」という。）は、下記の通りとする。

- １．国土交通省令等に基づき災害対応等の指示があった場合の甲が担当する区域。
- ２．直轄砂防区域外（他の直轄事務所、地方自治体の管理区間）のうち、「関東地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長もしくは応援対策本部長である関東地方整備局長が出動命令を発した場合の甲が担当する区域。
- ３．甲が事業（利根川水系直轄砂防事業・譲原地区直轄地すべり対策事業・浅間山直轄火山砂防事業、草津白根山エリア、日光白根山エリア）を施行する区域。

（業務の内容）

第３条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、甲の指示に基づく実施区域における（※）とする。

上記（※）部分には下記に示す区分毎の「内容」がそれぞれ入る。

区分	内 容	協定締結業者予定数
区分(1)	地形測量・路線測量・中心線測量等	１５社程度 【群馬県・長野県】
区分(2)	L P計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、U A V等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等	５社程度
区分(3)	地質調査	１０社程度 【群馬県・長野県】
区分(4)	土石流及び融雪泥流等のシミュレーション、精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流及び融雪泥流の監視、応急対策計画及び警戒避難支援計画検討の実施等	１０社程度

区分(5)	土砂災害発生箇所の被害状況調査又は、砂防施設等の点検の実施等	15社程度 【群馬県・長野県】
-------	--------------------------------	--------------------

(技術者)

- 第4条 乙は、甲に対し、本協定締結参加資格確認のために提出した「協定参加資格確認申請書」に掲載した技術者について、やむを得ない事情により変更が生じた場合は、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。
2. 乙は、本協定期間内においては、毎年3月1日までに、翌年度4月1日の技術者の雇用状況（予定）について、書面により甲に報告するものとする。

(業務の要請)

- 第5条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、出動要請の連絡を受けるものに変更が生じた場合、遅滞なく書面により甲に報告するものとする。

(業務の実施)

- 第6条 乙は、第5条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 業務の直接の指示は、利根川水系砂防事務所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

- 第7条 甲は、乙に第5条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(業務の完了)

- 第8条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

- 第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第7条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

- 第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第7条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

する。

(訓練・研修等への参加)

第 12 条 乙は、本協定上の業務を円滑に遂行するために必要な訓練・研修等について協力要請があった場合、積極的に参加するものとする。なお、この場合にかかる費用については、乙の負担とする。

(有効期限)

第 13 条 本協定の有効期限は、2025年4月1日から2028年3月31日までとする。

2. 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

2025年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局

利根川水系砂防事務所長 大坂 剛

乙 ○○○○ ○○○○

○○○ ○○○○

利根川水系砂防事務所の災害時等応急対策業務（測量・地質調査・設計・観測・調査検討・施設点検等）に関する協定

区分（1）：地形測量・路線測量、中心線測量等				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件	・平成26年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式-2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・区分（1）：地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務。 ② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。 ③ 上記以外	— 欠格 欠格
	所在地による要件	本店、支店又は営業所が群馬県又は長野県内に所在すること。（様式-5）	① 本店、支店又は営業所が群馬県又は長野県内に所在する。 ② 上記以外	— 欠格
技術者に関する要件	恒常的雇用関係	配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式-6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	— 欠格
	配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	技術者資格を評価する。（様式-3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① ア）測量士 ② 上記以外の場合	— 欠格
技術者の経験及び能力	業務経験	平成26年度から公告日までに完了した地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務の実績の有無について評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件=5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、下記による。 ・地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務 ② 上記以外の場合	10点/件/名 欠格
		地域精進度	平成26年度から公告日までに完了した当該事務所・周辺での地形測量・路線測量・中心線測量に関する業務の実績の有無について下記の順位で評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件=5件）として計算する。	① 利根川水系砂防事務所管内における地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績がある。 ② 関東地方整備局管内における地形測量・路線測量・中心線測量の業務実績がある。 ③ その他
	評価点計			

区分（2）：LP計測・空中写真撮影等による地形変状の計測、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等				
区分（3）：地質調査				
区分（4）：土石流及び融雪泥流等のシミュレーション、精度向上を図る調査・解析・観測・設計、土石流及び融雪泥流の監視、応急対策計画及び警戒避難支援計画検討の実施等				
区分（5）：土砂災害発生箇所の被害状況調査又は、砂防施設等の点検の実施等				
評価項目	評価の着眼点		評価基準	配点
協定参加資格確認申請者に関する要件	業務実績に関する要件	・平成26年度から公告日までに完了した次に示す業務において、実績を有すること。（様式-2）	① 業務実績：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（2）：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。 ・区分（3）：地質調査に関する業務。 ・区分（4）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または土石流の監視に関する業務、融雪泥流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。 ・区分（5）：砂防・地すべりに関する業務 ② 地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（関東地方整備局発注業務において平成20年6月16日以降公示した業務で低入札価格調査を経て契約を行った業務については65点未満、また、平成21年2月16日以降公示した予定価格が100万円を超えて1,000万円以下の業務のうち、その落札価格が予定価格に10分の7を乗じて得た額を下回る価格で契約を行った業務については65点未満）の場合は実績として認めない。 ③ 上記以外	— 欠格 欠格
	所在地による要件	本店、支店又は営業所が区部（3）、（5）は群馬県又は長野県内に、区分（2）、（4）は関東地方整備局管内に所在すること。（様式-5）	① 区分（3）、（5）：本店、支店又は営業所が群馬県又は長野県内に所在する。 区分（2）、（4）：本店、支店又は営業所が関東地方整備局管内に所在する。 ② 上記以外	— 欠格
技術者に関する要件	恒常的雇用関係	配置予定管理（主任）技術者は、申請書提出日において、協定締結希望者と3ヶ月以上の直接的雇用関係がなければならない。（様式-6） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 恒常的雇用関係について確認できる書類の添付あり ② 上記以外	— 欠格
	配置予定管理（主任）技術者の経験及び能力	技術者資格を評価する。（様式-3） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。	① 区分（2）：ア）測量士 イ）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ウ）技術士（建設部門） エ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防一業務：計画） オ）RCCM（上記エを除く） カ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（エを除く） 区分（3）：ア）技術士（総合技術監理部門：選択科目を「建設一土質及び基礎」、又は「応用理学一地質」） イ）技術士（建設部門：選択科目を「土質及び基礎」、又は応用理学部門：選択科目を「地質」） ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質、業務：調査） エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を地盤基礎）（上記ウを除く） 区分（4）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防一業務：設計） エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く） 区分（5）：ア）技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） イ）技術士（建設部門） ウ）国土交通省登録技術者資格（施設分野：砂防設備一業務：点検、又は地すべり対策一業務：調査） エ）RCCM（上記ウを除く） オ）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記ウを除く） ② 上記以外の場合	— 欠格
技術者の経験及び能力	業務経験	平成26年度から公告日までに完了した指定した業務実績の有無について評価する。（様式-4） ※記載は各区分毎に最大5名までとする。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件=5件）として計算する。 ※同種実績を持つ技術者がいない場合は欠格とする。	① 業務：国、都道府県が発注した砂防事業関連の業務で、区分毎に下記による。 ・区分（2）：LP計測に関する業務、空中写真撮影に関する業務、空中写真等を用いた地形変状の計測に関する業務、UAV等による動画等撮影、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析に関する業務のいずれか。 ・区分（3）：地質調査に関する業務。 ・区分（4）：土石流の氾濫シミュレーションに関する業務、融雪泥流の氾濫シミュレーションに関する業務、土砂災害緊急情報の精度向上を図る調査・解析に関する業務、または土石流の監視に関する業務、融雪泥流の監視に関する業務、応急対策計画に関する業務、警戒避難支援計画検討に関する業務のいずれか。 ・区分（5）：砂防・地すべりに関する業務 ② 上記以外の場合	10点/件/名 欠格
		専門技術力	優良表彰：関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注業務で、令和2年度から令和5年度までに完了した業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を評価する。 ※点数は、個々の評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件=5件）として計算する。	① 優秀技術者表彰（局長）又は優良業務表彰（局長）の表彰を受けた経験がある。 ② 優秀技術者表彰（部長・事務所長）又は優良業務表彰（部長・事務所長）の表彰を受けた経験がある。 ③ その他
評価点計				100点